

みなかみ町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

みなかみ町の人口は、ダム建設などの公共事業が盛んであった昭和30年(1955年)の35,696人をピークに、一時的な増加はあったものの概ね減少を続け、平成27年(2015年)には19,347人まで減少している。全国的には平成20年(2008年)に人口が減少に転じたが、本町においては半世紀も前から人口が減り始めている。

平成25年(2013年)3月の社人研「推計人口」によれば、平成27年(2015年)の本町の人口は、19,557人と推計されていたが、国勢調査の結果では、これを210人下回る19,347人という結果となり、これは人口減少が想定を上回るスピードで進行していることを示している。

本町における人口減少の大きな要因は、町外への人口の流出にある。特に多くの若者が地元を離れており、若者の流出に伴い少子化も加速している。若者の定住を促進するには、産業・経済の活性化が喫緊の課題である。

本町の事業所数は、平成28年経済センサスによると1,109で平成18年(2006年)の1,513と比較すると404減少(△26.7%)している。業種別数では、宿泊業・飲食業が292(全体の26.3%)と一番多く、次に卸売業・小売業が232(同20.9%)、次いで建設業155(同14.0%)、生活関連サービス業108(同9.7%)、製造業74(同6.7%)と続いている。これらの業種は一般的に「雇用を生み出す力」や「地域外からお金を稼ぐ力」が強い業種とされていることから、これらの業種が地域の雇用と経済の牽引役を果たしている基盤産業といえる。

本町の事業所の従業者数8,768人(平成28年経済センサス)の内訳を見ると、宿泊業・飲食サービス業2,347人(全体の26.8%)を筆頭に、製造業1,462人(同16.7%)、卸売業・小売業1,334人(同15.2%)、医療・福祉1,085人(同12.4%)、建設業721人(同8.2%)、生活関連サービス業・娯楽業523人(同6.0%)の順となっている。

また、年間商品販売額(小売業)は、人口減少に伴って減少を続け、この20年間で約6割程度まで、商店数については約4割程度まで減少するなど、経済規模が縮小し続けている。

町内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を推進することにより、地場産業を振興させ魅力的で安定した雇用を創出させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の育成と円滑な承継に向けた企業基盤の整備を支援していくことが重要となっている。

(2) 目標

みなかみ町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基

本計画を策定し、町内の中小企業・小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで、本町各企業における労働生産性の向上を推進し、本町の経済発展に資することを旨とする。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、サービス業、製造業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済と雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において定める先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、各地区に点在した商工業やサービス業のほか、農村部や山間部における農林業など全ての産業において生産性向上の実現が必要であることから、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種については、サービス業、製造業、農林水産業など多岐に渡り、多様な業種が町内の経済と雇用を支えていることから、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、対象事業は、生産性向上に向けた取り組みが新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様であることを踏まえ、労働生産性が年平均3%以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。